

社会福祉法人大樹会 余呉はごろも村やまなみデイサービス 重要事項説明書

(令和 7 年 3 月 1 日 現在)

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、通所介護計画に基づき、適正な介護を提供することにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができ、家族の身体的精神的負担の軽減を図ることを目的とします。この目的に沿って、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名 余呉はごろも村やまなみデイサービス
所在地 滋賀県長浜市余呉町中之郷2434番地
指定番号 2570300927
管理者の氏名 桐畑 尚生
電話番号 0749-86-8051
FAX番号 0749-86-8057
サービスを提供する地域 滋賀県長浜市余呉町

(2) 事業所の従業者の体制 (兼務あり)

	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名	0名	1名
	通所介護計画の作成			

生活相談員	生活相談及び指導	1名	4名	5名
看護師(准看護師)	心身の健康管理、口腔衛生と機能の チェック及び指導、保健衛生管理	1名	3名	4名
介護職員	介護業務	3名	12名	15名
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための 指導	1名	3名	4名

(3) 設備の概要

○食堂 1室

利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○機能訓練室 1室

利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けます。

(4) 定員及び営業時間帯

定員 30名

営業日及び営業時間帯 月曜日から土曜日

(ただし、12月31日から1月3日は除く)

8時30分から17時30分

サービス提供時間 9時20分から16時30分

3. サービスの内容

(1) 送迎

- ① 送迎車により、事業所と自宅との間を行います。
- ② 通常の営業時間の利用の方を送迎します。

(2) 食事

利用者に合った食事を提供します。

(3) 入浴

見守りや直接介助により、入浴を提供します。

(4) 機能訓練

個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

(5) 生活相談

事業者の従業者はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。

(6) レクリエーション

事業所が実施する行事等に参加することができます。

(7) 排泄

随時、排泄の介助をいたします。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とします。

介護報酬告示額・その他の具体的金額は、別紙のとおりです。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。

②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

④従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

⑤お弁当の持込はご希望により応じておりますが、持ち込まれた弁当等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故（食中毒等）につきましては、責任を負いかねますのでご了承ください。

⑥禁止行為(利用者及び家族、親族が対象)

- ・職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ・職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける行為、おとしめたりする行為）
- ・職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

6. 緊急時の対処方法（協力医療機関）

ご利用者に容態の変化等があった場合は、事業者は、主治医または下記の医療機関や歯科診療所の医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方にすみやかに連絡いたします。

・協力医療機関

名 称	長浜市立湖北病院
住 所	長浜市木之本町黒田1221番地
電話番号	0749-82-3315

・協力歯科医療機関

名 称	長浜市国民健康保険中之郷歯科診療所
住 所	長浜市余呉町中之郷2434番地
電話番号	0749-86-8120

* 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

7. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業員等の訓練を行います。

事業所は、感染症および非常災害発生時において、事業の継続および早期の再開を図る為の業務継続計画を作成し、職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。また、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更を行います。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 個人情報の利用、守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し厳守します。

事業者は、授業者が退職した後も正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことのないよう、入社時に誓約書を交わし雇用契約書に明記します。

事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。また、関係規格、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとし、家族に関する個人情報を提供する場合は、家族の同意を文書により得ます。

事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

11. 人権の擁護、虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対して研修の機会を確保します。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

(相談窓口)

苦情受付担当者 高齢者総合福祉施設余呉はごろも村 施設長 桐畑 尚生

受付時間：月曜日から土曜日 8時30分～17時30分

受付方法：口頭もしくは書面

連絡先：0749-86-8051

苦情解決責任者 社会福祉法人大樹会 理事長 片山 紀子

受付時間：月曜日から土曜日 8時30分～17時30分


受付方法：口頭もしくは書面

連絡先：0749-28-7951

苦情処理第三者委員（公正中立な立場で苦情を受け相談にのって頂ける委員です）

氏 名：小高 寛三

住 所： 

電話番号： 

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

長浜市健康福祉部介護保険課

所在地：滋賀県長浜市八幡東町632番地

電話番号：0749-65-8252

受付時間：9時00分～16時45分（土日、祝日を除く）

滋賀県国民健康保険団体連合会

所在地：滋賀県大津市中央4丁目5番9号

電話番号：077-510-6605

受付時間：9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

13. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

14. 外部評価の実施の有無について

現在、直近での評価の実績はありません。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスについて、本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

<事業者>

事業所名 余呉はごろも村やまなみデイサービス

(指定番号2570300927)

所在地 滋賀県長浜市余呉町中之郷2434番地

管理者名 桐畑 尚生 印

説明者氏名 _____ 印

電話番号 0749-86-8051

令和 年 月 日

私は、本書面により、事業者から指定通所介護サービスについて重要事項説明を受けました。

<本人>

住 所

氏 名 印

電話番号

<代理人>

住 所

氏 名 印（続柄 ）

電話番号